

# もーにほ〜る



(商店街振興センター)

## ご利用のご案内

宇和島商工会議所では、商店街の中心に位置する空き店舗を、ホールとして文化的なイベントや起業を試みている人たちに利用して頂くことで賑わいを創出し、中心市街地活性化をめざすことと致しました。ホール名は、牛鬼キャラクターの名前を使った「もーにほ〜る」とし、親しみやすいものとなりました。

文化と歴史の薫る私たちが生まれ育った宇和島が、いつまでも元気であり続けるよう、少しでもお役に立ちたいと思っております。

多くの皆さまにご利用して頂きますよう、ご案内申し上げます。



うわじま 牛鬼 ©カナヘイ

## 宇和島商工会議所

〒798-0060

宇和島市丸之内 1 丁目 3 番 24 号

TEL 0895-22-5555

FAX 0895-24-6655

## 2階ホール写真

面積約78坪



商店街側



商店街反対側



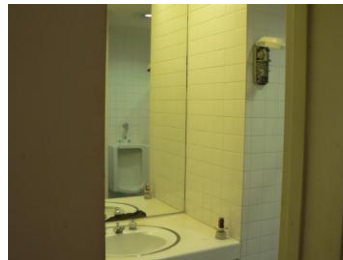
1階ホールからの階段



1階ホール奥から通じる階段、エレベーター。男女別トイレあり。



小会議室



トイレ



非常階段

# 使用規定

## 1.場所

宇和島市新町 1-4-9（三越宇和島店跡）

## 2.開館

① 9月10日（土）～3月10日（土）

※休館日 毎週木曜日、年末年始（12月29日～1月3日）。

② 10:00～21:30 を基本時間とします。（21:00 までにイベントは終了してください。）  
（1階は17:00で閉まります。）

## 3.利用申込みと手続き

使用期間は10日間以内です。

利用ご希望の方は、所定の「使用許可申請書」に必要事項をご記入の上、20日前までに宇和島商工会議所（TEL：0895-22-5555 FAX：0895-24-6655）までご提出ください。

## 4. 料金

① 無料 （販売等料金を徴収しない場合。減免申請書を提出してください。）

② 1日 1,000円 （販売等料金を徴収する場合。1,000円×使用日数）。

※新商品などのテスト販売をする場合は、アンケート調査を行ってください。

## 5. 利用について

### ■利用者

①「快適かつ文化的な生活空間の実現」 ②「高齢者の住みやすい街づくり」 ③「新たな事業の苗床づくり」に則した利用を行う者。また、行おうとする者。

販売においても、①から③に則したもので、商店街の商業活動の妨げにならないもの。

### ■ 利用の制限

以下の項目に該当する場合、貸出し出来ません。予約成立後及び利用途中であっても中止させていただきます。また、このために生じた損害の賠償はいたしません。

① 公の秩序及び風俗を乱す恐れがあると認められた場合。

② 申込者及び主催者が暴力団及びその関係者または反社会的勢力であると当社が判断したとき。

③ 申込書の記載内容と異なって利用するとき。

④ その他当施設運営上、支障があると当社が判断した場合。

### ■ 禁止事項

① 当施設利用権を譲渡、または転貸することはできません。

② 全館禁煙。

③ 火災、爆発、その他危険を生じる恐れのある物の持込みはお断りいたします。

④ 火気の使用は原則としてお断りいたします。

⑤ 建物、付帯設備への釘打ちはできません。

⑥ 盲導犬以外の生体の持込みはお断りいたします。

## ■ 注意事項

- ① ホール内での看板やポスターの掲示案内等は、事前に当所にご相談ください。
- ② 当施設利用中（搬出入時を含む）の人的及び物的損害に対する賠償責任は、全て利用者の負担となります。利用期間中、責任者は必ず会場内に常駐して下さい。会場内管理は利用者をお願いいたします。また盗難事故等についての責任は当方では一切負いませんのでご了承下さい。
- ③ 会場の警備や観客の整理及び避難誘導については、利用者の責任で行ってください。
- ④ 利用中に、建物、諸設備、器具、備品等を破損、紛失された場合は実費請求を申し受けます。
- ⑤ ご利用された後で、特別な清掃の必要が生じた場合や大量のゴミが発生した場合は、別途特別費用を申し受けます。
- ⑥ その他、ご利用に関してはホール所有者及び当所との協議、相談の上、その指示に従ってください。

## 原状復帰

- ① 会議・催事終了後は、利用した施設、設備、備品等を利用前の状態に戻してください。

## 免責事項

- ① 利用の制限、禁止事項により当所が取消し、又はご使用を中止させていただいた場合、これによって使用者及び第三者に生じた損害については、当所は一切賠償の責任を負いません。この場合、ご入金済の代金については返還いたしません。
- ② 盗難、毀損等による損害については一切賠償の責任を負いません。

## 損害賠償

- ① 設内の建造物・設備・備品を汚損、毀損や紛失された時は、これを原状に回復し、又は、ホール所有者及び当所が算定した原状の回復に要する直接及び間接費用の一切を賠償していただきます。

尚、汚損、毀損、紛失の事態が生じた場合は、速やかに当事務所へご連絡ください。

- ② 上記のほか、使用者が使用規程に違反された場合は、これによる損害の賠償を請求することがあります。

## 設備・備品

長机30 椅子70 パネル17 案内板1 黒板1 マイク1 以上（無料）  
プロジェクター・スクリーン（会議所貸出し可：有料）

### 宇和島商工会議所

〒798-0060

宇和島市丸之内 1-3-24

※TEL. 0895-22-5555

※FAX. 0895-24-6655

（受付：平日 8:30～17:30）

担当 森藤

(コピー使用可)

## 商店街振興センター（もーにほ〜る）使用許可・使用料減免申請書

平成 年 月 日

宇和島商工会議所 様

(申請者) 住 所  
団 体 名  
代表者氏名 ⑩  
電 話 番 号

下記のとおり 使用許可 減免承認 を受けたいので、申請します。

### 記

イベント 使用日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 ~			
	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 ( 日間)			
準備 使用日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~			
	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ( 日間)			
片付け 使用日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~			
	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ( 日間)			
ホール・人員	ホール	2階	人 員	名
イベント名				
使用目的				
担当者			電話番号 E-mail	
使用器具 (品名と数)			販売等 の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
使用料	1. 無料 (販売等料金を徴収しない場合。本申請書の減免の箇所を記入してください。) 2. 1日 1,000円 (販売等料金を徴収する場合。1,000円×使用日数)			
減免について	減免申請の理由 (販売等料金を徴収する場合は減免の対象になりません。) 1. 文化的・体育的なイベント 2. 福祉的・教育的なイベント 3. その他 ( )			
料 金	円	その他		